

平成28年度

監査結果報告書

〔 財政援助団体監査 〕

鳥羽市監査委員



鳥 監 第 1 3 号  
平成 29 年 3 月 27 日

鳥羽市長 木田 久主一 様  
鳥羽市議会議長 浜口 一利 様  
(社福)鳥羽市社会福祉協議会 会長 森下 幸穂 様

鳥羽市監査委員 村 林 守  
鳥羽市監査委員 坂 倉 広 子

平成 28 年度 財政援助団体監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき監査を実施しましたので、同法同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり報告します。



# 財政援助団体監査

## 第1. 監査の概要

### (1) 監査種類

- ・地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体監査

市が補助金・交付金、負担金等の財政援助を与えている団体や出資団体、公の施設の指定管理者等に対して、財政的な援助等に係る出納その他の事務の執行について、援助の目的のとおり適正かつ効率的に執行され、その目的を達成しているかどうかを主眼に実施する監査である。

### (2) 監査事項

社会福祉法人 鳥羽市社会福祉協議会の次の財政援助に係る平成27年度、平成28年度前期分の出納その他事務の執行並びに所管部局である健康福祉課の財政援助に係る事務の執行について監査を実施した。

- ア) 鳥羽市社会福祉協議会事業補助金
- イ) 介護保険事業所支援離島対策事業(船賃)補助金
- ウ) 特別地域加算利用者負担額助成金
- エ) 鳥羽市社会福祉協議会派遣人件費

#### ※社会福祉協議会

社会福祉法第109条に基づき、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として設置されている営利を目的としない民間組織である。原則1市町村に1つ設置されている。各地域における地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育などの関係機関の参加・協力のもと、地域における総合的な福祉の推進を図るために、さまざまな活動を行っている。

実施通知において、「3. 市との関係は基本金100万円(100%)出資、財政援助(補助金交付)、監査事項は経営全般にかかる事務の執行について」と通知したが、平成27年度収支決算書に計上されている基本金100万円の計上金額につき、根拠資料が散逸しており、証憑書類との突合が行えなかった。基本金に市費が含まれるか不明であるとの回答を得ており、上記基本金がどのような経緯と根拠で計上されているか適切性に疑義があるため、監査事項は負担金・補助金のみとした。

なお、昭和42年度において、鳥羽市に受けた寄附金額を財源として小口貸付制度事業資金に80万円を助成したこと及び平成12年度から介護保険制度創設に伴う低所得者鳥羽市資金貸付事業の原資として100万円出資したことを証憑書類にて突合確認することができた。長期貸付金については、健康福祉課においても出資先での運用状況等の把握に努める必要がある。

(3) 監査実施期日

書面審査 平成29年1月23日～平成29年1月31日

監査実施団体による概要説明 平成29年1月25日

監査実施団体に対する聞き取り 平成29年1月31日

所管部局に対する聞き取り 平成29年2月7日

(4) 監査方法

監査実施団体に対し、事業関係書類、決算報告書、経理関係帳票類の提出を求めるとともに、市の所管部局である健康福祉課に対し、補助金・負担金等の交付関係書類の提出を求めた。提出された関係書類をもとに、財政援助に係る事業が目的に沿って適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、関係書類の抽出検査、担当職員からの聞き取りにより監査を実施した。

I. 監査対象の概要

- (1) 名 称 社会福祉法人 鳥羽市社会福祉協議会
- (2) 所 在 地 鳥羽市大明東町2-5
- (3) 設 立 昭和29年11月1日（法人認可 昭和45年10月1日）
- (4) 基本財産 100万円
- (5) 目 的 社会福祉法人 鳥羽市社会福祉協議会定款（以下、「定款」という。）では、「鳥羽市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ること。」を目的とし、その目的を達成するため、次の事業を行うとしている。
- (6) 事業内容 （定款に記載された事業）
- ① 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
  - ② 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
  - ③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
  - ④ ①から③のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
  - ⑤ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
  - ⑥ 共同募金事業への協力
  - ⑦ 老人居宅介護等事業の経営
  - ⑧ 老人デイサービス事業の経営
  - ⑨ 老人介護支援センターの経営
  - ⑩ 障害福祉サービス事業の経営
  - ⑪ 地域活動支援センターの経営
  - ⑫ 移動支援事業の経営
  - ⑬ 特定相談支援事業の経営
  - ⑭ 障害児相談支援事業の経営
  - ⑮ 生活福祉資金貸付事業

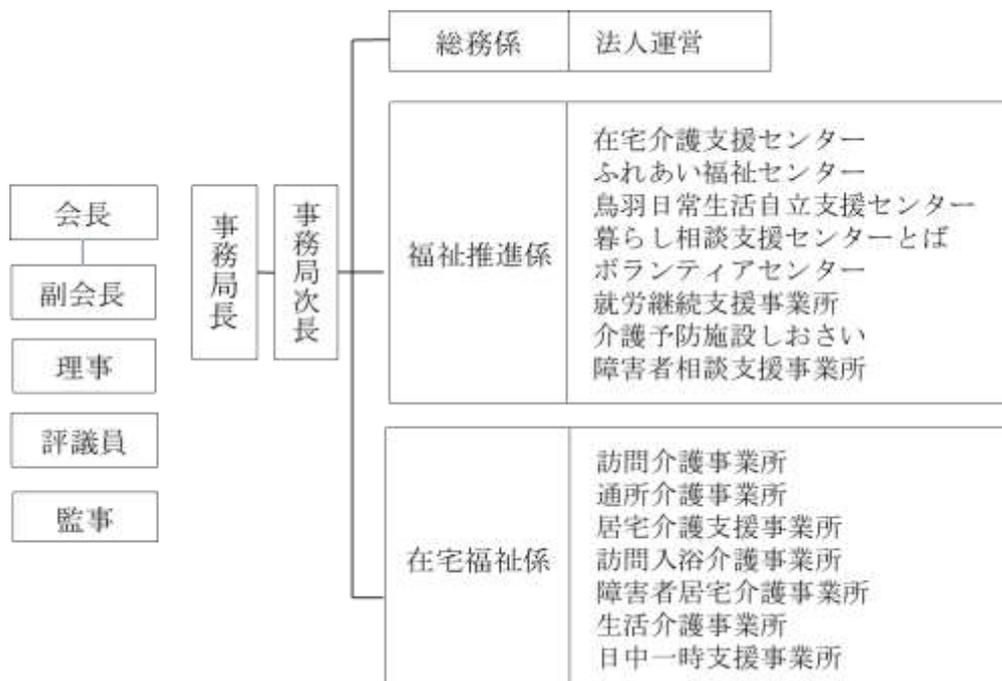
- ⑩ 総合相談事業
- ⑪ 法外援護資金等貸付事業
- ⑫ 福祉サービス利用援助事業
- ⑬ その他この法人の目的達成のため必要な事業

(7) 沿 革

昭和 29 年 11 月	市制施行と共に合併 8 ヶ町村の任意団体を合併し設立
昭和 42 年 4 月	法外援護資金貸付業務の開始
昭和 45 年 10 月	社会福祉法人の設立認可
平成 4 年	会員（会費）制度を導入
平成 5 年 4 月	ボランティアセンター 設置
平成 7 年 4 月	ボランティア活動支援基金 設立
平成 11 年 4 月	ホームヘルパーを市から社協へ移管
平成 12 年 4 月	保健福祉センター「ひだまり」オープン 事務所を保健福祉センター「ひだまり」に移す 介護保険制度の開始 指定居宅介護支援事業所（離島分室含む）・指定居宅サービス事業所（訪問介護・通所介護）・離島分室（訪問介護・訪問入浴介護）として事業所指定を受け、事業を開始 市受託事業（保健福祉センターの運営管理業務・障害者デイサービス事業・在宅介護支援センター（基幹型）業務・老人ホームヘルプ（自立）事業・生きがいデイサービス（基本型）事業・軽度生活支援事業）の開始 離島地区の人材育成を図るため、ホームヘルパー養成講座（2 級）を実施（54 名が資格取得、うち離島 19 名） ボランティアの協力により、会員制度による移送サービス実施
平成 12 年 6 月	「社会福祉事業法」が改正され、「社会福祉法」として施行される
平成 13 年 4 月	社会福祉法の施行により、定款を改正 平成 12 年 2 月に「社会福祉法人会計基準」が通知されたことに伴い、会計規程を廃止し新経理規程を施行 福祉サービスに関する「苦情解決」事業実施要領を施行 市受託事業（移送サービス・生きがいデイサービス（趣味創作型）事業）の開始
平成 14 年	離島からの通所介護サービス等利用者の送迎支援を行うため、外出支援協力員を配置
平成 15 年	市が事業所指定を受け、障害者等指定居宅支援事業所を設置しサービスを開始、弁護士による法律相談の開始（年 6 回） 市受託事業（転倒骨折予防教室）の開催 地域福祉権利擁護事業推進員の配置（1 名兼務）
平成 16 年	ふれあいのまちづくり事業（国庫補助事業）・障害児生活支援事（ムーブメント活動）の実施・総合相談事業の充実（法律相談の充

	<p>実〈年6回から12回開催へ〉、こども相談の実施及び市の相談窓口との連携強化〈人権・行政相談のひだまりでの実施〉</p> <p>市受託事業（要約筆記奉仕員事業（基礎課程））の実施</p>
平成17年	<p>住民参加型在宅福祉サービス（ほっとスマイルサービス）開始・ふれあいいいきサロン設置開始・福祉いどばた会議（福祉出前トーク）開始・相談事業の充実（司法書士相談、年6回実施）・介護保険事業に係る離島分室をひだまり事業所へ統合</p> <p>市受託事業（要約筆記奉仕員事業（応用過程）・家族介護者交流事業・児童デイサービスの受託経営・ふれあいのまちづくり事業）の実施</p>
平成18年4月	<p>福祉有償運送事業の開始</p> <p>介護保険法改正に伴い、介護予防サービス事業を開始（介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防訪問入浴介護）</p> <p>在宅介護支援センターの名称変更（基幹型在宅介護支援センター受託事業の廃止による）</p>
平成18年10月	<p>障害者自立支援法に基づく新サービス体系へ移行（居宅介護・重度訪問介護）</p> <p>市受託事業（相談支援事業・移動支援事業・地域活動支援センター事業・障がい訪問入浴サービス事業・日中一時支援事業）の開始</p>
平成19年3月	<p>移送サービスの受託及び保健福祉センター受託経営事業の廃止（市直営方式へ）移行</p>
平成20年3月	<p>基本型生きがいデイ事業廃止</p>
平成20年4月	<p>障害者自立支援法に基づく事業（就労継続支援B型事業（海の子））の開始</p>
平成22年4月	<p>第1期鳥羽市地域福祉活動計画策定及び計画の推進</p> <p>地域福祉推進員の設置開始</p>
平成23年3月	<p>福祉有償運送事業終了</p>
平成24年4月	<p>障害者自立支援法に基づく計画相談事業・障害児相談事業の開始</p>
平成24年5月	<p>同行援護事業の開始</p>
平成25年4月	<p>鳥羽市障がい者福祉センターゆめぱーるを開設し、障害者総合支援法に基づく生活介護事業を開始</p>
平成26年4月	<p>「社会福祉法人新会計基準」に対応するため経理規程を全部改正し、26年度予算から新会計基準に移行</p>
平成27年4月	<p>第2期地域福祉活動計画（平成27年度～31年度の5か年）の開始・生活困窮者自立支援法施行に伴い、市受託事業（自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業）開始</p>
平成28年10月	<p>介護保険制度改正に伴い「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」について、「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」の「第1号訪問事業」、「第1号通所事業」に移行</p>

(8) 組織 市社会福祉協議会より提出された資料によると、組織図は次のとおりである。



定款の規定により、市社会福祉協議会には理事 11 名（うち会長 1 名、副会長 1 名）、評議員 27 名、監事 2 名の役員が置かれている。また、同第 20 条の規定により事務局が置かれており、事務を処理するため、事務局長 1 名、総務係、福祉推進係、在宅福祉係が配置されている。

職員は、平成 29 年 1 月 1 日時点において、正職員 27 名、臨時職員 26 名の計 53 名で構成されている。

## II. 財政援助の状況

平成27年度及び平成28年度前期分の補助金等の内容及び交付状況は次のとおりである。

ア) 鳥羽市社会福祉協議会事業補助金			
根 拠	鳥羽市社会福祉協議会事業補助金交付要綱		
交 付 目 的	地域福祉ニーズの多様化する中で民間組織としての特性を活かし、地域で暮らす住民との協力体制により地域福祉活動を支援し、社会福祉事業の充実を図る。		
補助対象事業	社会福祉協議会運営事業	社会福祉推進事業	ボランティア活動支援事業
対 象 経 費	社会福祉協議会の運営（活動）に要する人件費	社会福祉を目的とする事業に要する経費	ボランティア活動の支援に要する経費
補 助 金 の 額	予算の範囲内で定める額		
年 度	平成27年度	平成28年度（前期分）	
上 半 期	12,693,500 円	12,156,500 円	
下 半 期	11,234,126 円		
決 算 額	23,927,626 円		

鳥羽市社会福祉協議会事業補助金は、市社会福祉協議会の運営に係る補助金である。補助金の積算内容の主なものは、人件費の一部（平成27年度は事務局職員5名分の約62.5%、平成28年度は57.5%）である。

イ) 介護保険事業所支援離島対策事業(船賃)補助金		
根 拠	離島における介護保険サービス等の提供に係る船賃助成要綱	
助 成 対 象 者	サービス事業者等	
助 成 金 の 額	サービス提供のため離島の介護被保険者等を訪問した場合に利用した市営定期船に係る交通費の2分の1の額	
年 度	平成27年度	平成28年度（前期分）
(4～6月分)	129,250 円	117,390 円
(7～9月分)	123,550 円	119,650 円
(10～12月分)	115,820 円	
(1～3月分)	121,140 円	
決 算 額	489,760 円	

介護保険事業所支援離島対策事業(船賃)補助金は、サービス事業者等に対し、本土と離島間に生じる費用等の負担軽減を図ることを目的として、離島の高齢者にサービスを行う際に船賃の2分の1の額を助成している。

ウ) 特別地域加算利用者負担額助成金		
根 拠	離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額助成要綱	
助 成 対 象 者	市民税本人非課税である者であり、介護保険法第 19 条の要介護認定で、要支援以上の認定を受けた者等	
助 成 金 の 額	特別地域加算算定にあたり利用者負担額の 1/10 の軽減額に対する 1/2 相当額	
年 度	平成 27 年度	平成 28 年度 (前期分)
(4~9 月分)	86,000 円	66,000 円
(10~3 月分)	78,000 円	
決 算 額	164,000 円	

特別地域加算利用者負担額助成金は、特別地域加算算定に係る利用者負担軽減に対する助成を目的に、平成 27 年度 4~9 月分として 90 人に 86,000 円、10~3 月分として 86 人に 78,000 円、平成 28 年度 4~9 月分として 78 人に 66,000 円助成している。

エ) 鳥羽市社会福祉協議会派遣人件費		
根 拠	職員派遣の取扱いに関する協定書、覚書	
	鳥羽市 (以下「甲」という。) と社会福祉法人 社会福祉協議会 (以下「乙」という。) は、地域包括支援センター業務を円滑に進めるため職員の派遣に関し、次のとおり協定する。	
負 担 金 の 額	第 2 条 派遣職員の給与は、乙の関係規定を適用して乙が支給する。 第 3 条 職員派遣にかかる経費については、乙の請求により、甲が乙に支払うものとする。 第 5 条 派遣職員の旅費は、派遣先の定める関係規定により派遣先が支給するものとする。 覚書第 2 条 協定書第 3 条に定めた経費とは、乙が派遣職員に支給した給与費及び共済費の全額とする。	
年 度	平成 27 年度	平成 28 年度 (前期分)
(4~6 月分)	1,770,396 円	1,894,630 円
(7~9 月分)	1,042,187 円	1,069,349 円
(10~12 月分)	1,731,712 円	
(1~3 月分)	1,127,950 円	
決 算 額	5,672,245 円	

鳥羽市社会福祉協議会派遣人件費は、地域包括支援センター業務を円滑に進めることを目的に、市包括支援センターへの主任ケアマネージャー派遣を依頼しており、その派遣職員に係る人件費相当分である。

市社会福祉協議会の会計処理は、平成26年度より社会福祉法人会計基準に基づき行われており、平成27年度決算状況は次のとおりである。

### 資金収支計算書

(自) 平成27年4月1日 (至) 平成28年3月31日

(単位:円)

勘定科目		予算	決算	差異
事業活動による収入	会費収入	2,700,000	2,432,100	267,900
	寄附金収入	1,020,000	460,563	559,437
	経常経費補助金収入	27,514,000	25,847,784	1,666,216
	受託金収入	20,320,000	19,246,940	1,073,060
	貸付事業収入	200,000	17,000	183,000
	事業収入	415,000	451,300	△ 36,300
	負担金収入	6,080,000	5,672,245	407,755
	介護保険事業収入	148,329,000	129,946,864	18,382,136
	就労支援事業収入	1,300,000	1,348,528	△ 48,528
	障害福祉サービス等事業収入	87,340,000	87,812,337	△ 472,337
	受取利息配当金収入	116,000	57,275	58,725
	その他の収入	857,000	1,200,425	△ 343,425
	事業活動収入計(1)	296,191,000	274,493,361	21,697,639
	事業活動による支出	人件費支出	231,926,000	216,747,922
事業費支出		28,062,000	22,140,800	5,921,200
事務費支出		37,047,000	32,803,005	4,243,995
就労支援事業支出		1,300,000	1,300,000	0
貸付事業支出		200,000	0	200,000
共同募金分配金事業費		50,000	11,531	38,469
助成金支出		6,292,000	5,817,289	474,711
負担金支出		6,667,000	6,644,500	22,500
事業活動支出計(2)	311,544,000	285,465,047	26,078,953	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△ 15,353,000	△ 10,971,686	△ 4,381,314	
施設整備等による収入	収入			
	施設整備等補助金収入	630,000	630,000	0
	施設整備等収入計(4)	630,000	630,000	0
	支出			
固定資産取得支出	881,000	880,340	660	
施設整備等支出計(5)	881,000	880,340	660	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△ 251,000	△ 250,340	△ 660	
その他の活動による収入	収入			
	基金積立資産取崩収入	500,000	240,000	260,000
	積立資産取崩収入	8,900,000	8,900,000	0
	事業区分間繰入金収入	9,034,000	0	9,034,000
	サービス区分間繰入金収入	16,461,000	0	16,461,000
	その他の活動収入計(7)	34,895,000	9,140,000	25,755,000
	支出			
	基金積立資産支出	909,000	344,937	564,063
	積立資産支出	21,616,000	21,437,974	178,026
	事業区分間繰入金支出	9,034,000	0	9,034,000
サービス区分間繰入金支出	16,461,000	0	16,461,000	
その他の活動支出計(8)	48,020,000	21,782,911	26,237,089	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△ 13,125,000	△ 12,642,911	△ 482,089	
予備費支出(10)	0	0	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△ 28,729,000	△ 23,864,937	△ 4,864,063	
前期末支払資金残高(12)	31,324,000	122,615,303	△ 91,291,303	
当期末支払資金残高(11)+(12)	2,595,000	98,750,366	△ 96,155,366	



## 第2. 監査の結果

財政援助に係る出納その他の事務の執行については、関係書類及び関係諸帳簿を照合した結果、概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、監査における指摘事項及び所見は次のとおりであるが、事務処理上の軽易な注意事項については、その都度口頭等で善処すべき旨を指示した。

### I 監査対象団体に対する指摘事項等

(1) 指摘事項 特になし

(2) 所 見 ① 地域福祉の更なる推進について〔努力・要望事項〕

社会福祉協議会は社会福祉法に規定されている「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として事業を展開されており、市の福祉行政においては欠くことのできない存在となっている。

今後も地域住民やボランティア、市、社会福祉関係者との協働、連携のもと、これまで蓄積してきた専門知識、経験などの強みを伸ばし、多様化する福祉ニーズに的確に対応するとともに、なお一層の地域福祉の推進を期待したい。

### II 所管部局に対する指摘事項等

(1) 指摘事項 ① 補助対象経費の審査について〔注意事項〕

鳥羽市社会福祉協議会事業補助金のボランティア活動支援事業について、変更申請書、実績報告書の添付資料として、補助対象経費の積算が不明確となっていた。口頭での聞き取り等により把握されているものの、鳥羽市役所処務規則文書取扱いの原則に基づき、必要な資料は文書にて求められたい。

(2) 所 見 ① 地域福祉の増進、連携について〔努力・要望事項〕

地域福祉の増進、地域に根ざした福祉のまちづくりを推進する基幹となる市社会福祉協議会の事業運営に対し、長期的な市の社会福祉事業全体の方針と役割分担を明らかにしながら適切な支援を行うよう努められたい。